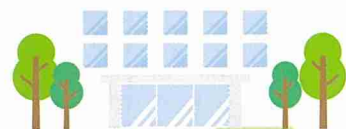


もしもし  
のってこ優タクシー  
を利用したいの  
ですが…



久御山町



デマンド乗合タクシー

のってこ

ゆう

優タクシー



## のってこ優タクシーとは

路線バスへの乗車が困難な方を対象に、現在運行中の『のってこタクシー（デマンド乗合タクシー）』制度を活用し、より乗車しやすいよう『のってこ優タクシー』として運行しています。

運行内容は町内を一つのエリアとし、電話予約のうえ、地域の集会所等に設置した各停留所から乗車いただき、各停留所間を移動できます。

※「のってこ優タクシー」には路線バス運行ルートにかかる停留所の利用制限がありませんので、いずれの停留所間でも利用することができます。

**のってこ優タクシーを利用するためには利用登録が必要です。**

久御山町役場住民福祉課 TEL 075-631-9902 / 0774-45-3902 E-mail jumin@town.kumiyama.lg.jp

## 利用対象者

路線バスへの乗車が困難な下記区分に該当する方が対象となります。

区分	対象者
高齢	要支援・要介護1～2認定者
	65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者
子育て	母子健康手帳を所持している妊産婦（母子健康手帳記載の出産日または出産予定日以後2年を経過する月末まで対象）
	療育教室通室児の保護者
交通	65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者
障害	身体障害・療育・精神障害の各手帳所持者
	自立支援医療受給者証所持者（精神通院・育成医療）
	特定医療費（指定難病）受給者証所持者

※各要件の認定期間等がのってこ優タクシーの有効期限となります。

## 利用料金

大人 200円 子ども 100円

※大人：中学生以上、子ども：小学生（乳幼児は無料で乗車いただけます。）

※「のってこタクシー」回数券でお支払いください。

※回数券は、『久御山町役場（住民福祉課または新市街地整備室）、ゆうホール、クロスピアくみやま、のってこタクシー車内、のってこ優タクシー車内』で購入することができます。

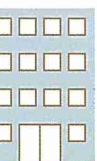
※同乗する介護者の方も200円（子どもについては、大人が2人以上乗車している場合、100円）となります。

## 乗り継ぎについて

下表のとおり停留所から鉄道駅まで100円（子ども50円）で乗継ぎができます。

タクシー降車時に乗務員から乗継券を受け取り、路線バスの料金支払時に乗継券と現金をお支払いください。

乗継停留所	乗継後の行先			
まちの駅 クロスピアくみやま	京阪中書島駅	近鉄大久保駅		JR 松井山手駅
京都岡本記念病院前				JR 松井山手駅
北川顔			京阪淀駅	
久御山町役場前		近鉄大久保駅	京阪淀駅	



## 登録方法

デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」を利用するためには登録が必要です。

### 1 登録申請書を提出します。

利用登録申請書に必要事項を記入し、久御山町役場住民福祉課に提出してください。

利用登録申請書・民生委員の意見書は久御山町役場住民福祉課にあります。

また、久御山町役場のホームページからもダウンロードできます。申請書の書き方は下記を参考にしてください。

- 申請書の提出時には、利用区分の確認をさせていただきますので、ご本人様の利用要件が確認できるもの(介護保険被保険者証、母子健康手帳、運転経歴証明証、身体障害者手帳、民生委員の意見書等)をご持参ください。
- 代理人申請、郵送での申請も可能です。また、事前に民生委員の意見書等が必要な場合は、住民福祉課へお問い合わせください。

### 2 利用登録証を受け取ります。

利用登録証は個人ごとに交付されます。

- デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」を利用するときには必要ですので、大切に保管してください。
- 他人に貸与することはできません。
- のってこタクシーの利用登録証では利用できませんのでご注意ください。

## 利用方法

年中無休(365日)で運行いたします。

運行時間は午前8時台から午後5時台までです。乗車予定日時の1週間前から1時間前までに電話で予約をしてください。

予約受付時間は、午前8時から午後8時までです。ただし、午前8時台に利用する場合は、前日の午後8時までに予約が必要となります。

様式第2号(第4条関係) 【新 規 ・ 変 更 ・ 更 新】  
【のってこタクシー利用登録 有 無】

**久御山町デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」利用登録申請書**

(あて先) 久御山町長 〇〇年〇〇月〇〇日

申請者(フリガナ) **クミヤマ タロウ**

氏名 **久御山 太郎** ◎

住所 **久御山町島田ミスノ38番地**

生年月日 ( 〇〇年〇月〇日 ) ( 〇〇歳 )

電話番号 **075-631-〇〇〇〇** 性別 **男**・女

(代理人) 氏名 ◎

住所

電話番号

確認書類を添えて利用登録証の交付申請をします。

承認事項	次の事項を承認し、申請します。 1. 本人確認のため、住民基本台帳で確認すること 2. タクシーの配車情報として使用するため、フリガナ、氏名、住所、電話番号、登録番号をタクシー会社に提供すること。 (※ タクシー会社による個人情報の二次利用、目的以外利用は契約等により禁止されています。) 3. 町が必要に応じて実施する調査に協力し、申請情報、運行情報等を制度の研究に活用すること。
------	---

本人状況確認 ※A～Dのいずれか1つに該当する方は登録できますが、当てはまる該当項目には、全てチェックをつけてください。	<input type="checkbox"/> A 要支援 ・ 要介護 1、2 認定者 <input type="checkbox"/> B 65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者 <input type="checkbox"/> C 妊産婦(母子手帳発行時から出産日以後2年の月末) <input type="checkbox"/> D 療育教室通室児の保護者 <input type="checkbox"/> E 65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者 <input type="checkbox"/> F 身体・療育・精神障害の各手帳所持者 <input type="checkbox"/> G 自立支援医療受給者証所持者(精神通院・育成医療) <input type="checkbox"/> H 特定医療費(指定難病)受給者証所持者
---	---

※ D欄で、就学前手帳所持者は、保護者を対象とする。  
※ 上記の登録条件に該当する方は、交付申請書に下記の確認書類又は写しを添えて申請してください。  
※ 手帳番号・氏名・住所・等級・要介護状態・認定年月日・有効期限・出産予定日・民生委員の意見書など、年月日等の分かる箇所の写しが必要となります。

要件の確認書類は次のとおりです。  
 要介護、要支援認定者…介護保険被保険者証  65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者…申請に関する意見書  妊産婦…母子健康手帳  療育教室通室児の保護者…療育教室通室決定書  運転免許証の自主返納者…運転経歴証明書  身体障害者…身体障害者手帳  知的障害者…療育手帳  精神障害者…精神障害者保健福祉手帳  自立支援医療受給者証所持者…精神通院・育成医療受給者証  特定医療費受給者証所持者…指定難病受給者証

発行年月日	登録番号	確認書類	手帳等No	有効期限	処理担当者
※ 年 月 日 Y	※	※	※	※ 年 月 日	※

※印は記入不要です。

デマンド乗合タクシー 印

**のってこ優タクシー** 利用登録証

登録番号 \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

予約センター  
電話番号 **0120-22-9380**

(注意事項)  
 ・ご利用には、予約センターにご連絡ください。  
 ・この乗合タクシー「のってこ優タクシー」は移動困難で利用できるもので、他の利用者と乗合の乗客が異なります。予約状況によっては、ご乗車の時間にご乗車できない場合があります。  
 ・この登録証の使用はご本人に限ります。他人への貸与、譲渡はできません。利用の際は必ず要員にご提示ください。  
 ・不要になった場合は、久御山町役場住民福祉課へお返しくください。

問い合わせ: 久御山町役場住民福祉課  
TEL 075-631-9902、0774-45-3902  
FAX 075-632-5933 E-mail jumjin@town.kumiyama.lg.jp



